

# [屋久島沿岸及び河川のSUP・カヤックツアー運行規定]

## 1 組織概要

名称：屋久島ガイドクラブ

所在地：〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 739-145

連絡先：0997-46-3160

JRCA 公認指導員

JRCA（日本レクリエーションカヌー協会は以下のサイトよりご参照ください [日本レクリエーションカヌー協会（JRCA）](#)

## 2 催行基準

水面において営業を行う場合、地理、地形、気象、水面の状態、社会的条件等を充分考慮に  
いれ催行、又は中止を判断する。

### ●ツアー運行前の確認事項

#### 確認事項

- ①天気予報
- ②風向風速情報
- ③波高情報
- ④雨量

<参考サイト>

[種子島・屋久島（種子島）の天気 - Yahoo!天気・災害](#)

[ウェザーニュース - 天気予報\(台風・地震情報・雨雲レーダー\)](#)

[鹿児島地方気象台 - 気象庁](#)

[海洋速報&推測図 | 海上保安庁 海洋情報部](#)

[鹿児島県河川砂防情報システム](#)

### ●気象予報による運行基準

ツアー当日、午前6:00時点での天気予報を参考にし、警報発令の場合は中止とする。また、その後の天候の推移により悪化が予想される場合は中止とする。

鹿児島地方気象台 099-250-9912

### SUP・リバーカヤックツアーにおける運行基準

(粟生川・安房川・宮之浦川) 前日や当日朝までの累計雨量や気象情報などから総合的に判断して、河川の増水が予想、もしくは確認された場合は上流域への遡行を控える。また状況に応じ、中止とする。

### ●運行データの蓄積

ツアーに関わるすべてのスタッフは営業日報を提出すること。

以下内容 ①記入者の氏名 ②記入日、曜日③フィールド名 ④気象、水面の状態、気象警報、注意報の有無⑤インストラクターの名前⑥参加者リスト⑦特記事項、所見等(事故トラブルが発生した場合はその報告と対処の報告) ⑧運行する場所の危険箇所チェック 下見の記録を残す。

## 3 ガイド基準

ツアー、スクールに同行するガイド、インストラクターは以下の基準を満たした者とする。

JRCA(日本レクリエーションカヌー協会)公認指導員、及び代表者によるリバーガイドトレーニングを50時間程度受講の上、実力を認められたJRCAジュニア公認指導員と同程度の実力を保有すると認めたスタッフ。

## 4 携行装備品について

(最低携行装備品) 催行する際には以下の装備を携行しなければならない。またこれ以外についても、必要と思われる物については各員の判断で携行する。

### ●インストラクターの個人装備

適切なパドリングウェア

適切なフットウェア

ライフジャケット(カウテール付きで適正浮力のあるもの)

ホイッスル  
スローロープ  
リバーナイフ  
カラビナ  
ファーストエイドキット  
トウライン  
コンパス（必要がある場合）  
MAP（必要がある場合）  
防水を施した携帯電話または通信  
機器非常食、非常用飲料水（必要  
がある場合）

### ●参加者の装備

- ① 適切なパドリングウェア（必要に応じてスプレースカートを着用させる）
- ② 適切なフットウェア（フェルトソールの滑りにくいもの）
- ③ ライフジャケット（適正浮力のあるもの）

### ●装備点検

担当ガイドは出発前に使用するカヤック、及び携行装備のチェックを入念に行わなければならない。

## 5 安全管理

参加者に対して催行中に予想される危険性、危険個所をあらかじめ十分な説明をおこない参加者がそれを完全に理解するようコミュニケーションを徹底する。

- ① 参加者は病疾患の無い健康な方とする。
- ② 書面による参加者名簿をもつ。
- ③ バックアップ体制など安全が確保できる人数で催行する。  
スタッフ 1名に対して上限 6 艇まで。それを超える場合はサポートガイドを同行させる。
- ④ 常にレスキュー機材、救急医療具を携行する。
- ⑤ 指導員はトレーニングを重ね自己研鑽に励むこと。なおその記録はトレーニングログブックとして記録に残しておくこと。
- ⑥ 運行する場所は予めポイントを決め下見をしておくこと。下見の記録、危険個所の記録をログブックに残しておくこと。
- ⑦ 危険個所の情報は主催者、および指導員は事前にミーティングをおこない共有しておくこと。

### ●ツアー前の説明の内容

- ①コースコンディション、スケジュールの説明
- ②事前に参加者に水上スポーツの危険性について説明
- ③健康状態のチェックを書面で行う

### ●セーフティトークの内容

- ①装備の装着方法と目的、そのレクチャー
- ②予想されるトラブルの説明、対処法  
沈脱の方法。再上艇、レスキューのされかたなど。トイレなどについて。  
岩礁に近づかない、岩に付いている貝などに触らない
- ③体調不調になった場合スタッフに申し出るように確認。

## 6 事故発生時の対策

事故が発生した場合は迅速かつ的確に対応を取ること

### ●緊急時の対処について

- ① 事故発生時の対応マニュアルを明示し、運営に関わる全ての人が理解、対応できるよう訓練されていること。
- ② 緊急連絡網および外部への緊急連絡体制を明示しまた指導員は携行すること。

### ●加入保険について

賠償責任保険 チトク総合保険 0997-27-3472  
傷害保険 エール保険事務所 0995-42-0584

## 7 地元との連携および調整

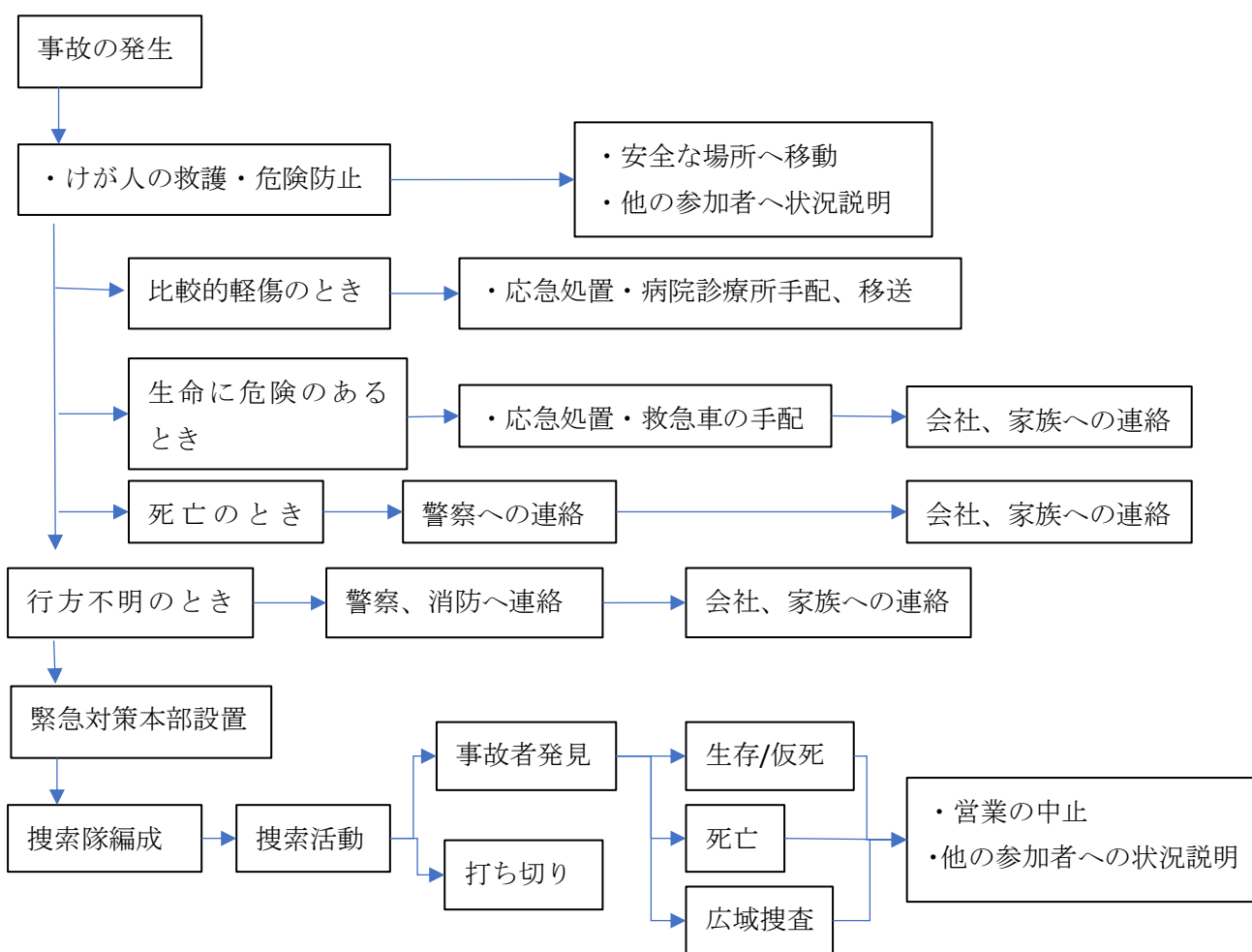
- ①開催地の役場、警察、消防等に必要な応じツアー計画書を提出する
- ②地元漁協との連携調整に努力し、漁船の航行の妨げにならないように努める、また漁船から目視できるよう、旗等の目印になるものをガイドの艇は装備する
- ③地元行事等に協力依頼された場合誠意を持って対応する

- ④開催場所の地権者との連携調整に努力する
- ⑤クリーン・シーに配慮し、良識ある社会人として行動する

## 8 事故発生時の対応

- ① ツアー、スクール中に傷病者が発生した場合は、なによりも優先してその救護活動にあたる。
- ② 重病者が発生した場合、救急車の手配を速やかに行うこと。

### 屋久島町内事故発生対応マニュアル



## 9 屋久島町内 緊急連絡先

病院 救急車 119番

屋久島徳州会病院 0997-42-2200

尾の間診療所 0997-47-3277

町立栗生診療所 0997-48-2103

永田診療所 0997-45-2273

警察 110番

屋久島警察署 0997-46-2110 住所：安房 304-42

栗生駐在所 0997-48-2032 住所：栗生 1165-3

永田駐在所 0997-45-2040 住所：永田 3277

消防署

屋久島北分遣所 0997-42-0119 住所：宮之浦 1593-3

屋久島南分遣所 0997-47-2125 住所：尾之間 156

海上保安部 118番

第十管区海上保安部 099-250-9800 住所：鹿児島市東郡元 4-1

屋久島ガイドクラブ

〒891-4311

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 739-145

Tel 0997-46-3160